

【介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の届出について】

	新規指定の事業者	前年度から引き続き算定する事業者 (令和2年度加算から)	年度途中より算定する事業者	法人の吸収合併	事業所数の増減 (既に複数事業所を一括で届けていた事業者)	就業規則等の改正 (介護職員の処遇に関する内容に限る)	キャリアパス要件等に関する適合状況の変更 (加算区分の変更)	介護福祉士の配置要件の適合状況の変更 (加算区分の変更)	介護職員処遇改善計画書 賃金改善の見込額・平均賃金改善額の変更 【別紙様式2-1計画書_総括表】
提出期限等	指定日まで ⇒指定月から算定	毎年2月末日まで (必着) ⇒翌4月1日から算定	加算を算定する月の 前々月の末日まで (必着) ⇒翌々月から算定	事実発生日まで	通常の介護給付費算定に係る体制等に関する届出書と同様 ※4	事実発生日まで	通常の介護給付費算定に係る体制等に関する届出書と同様 ※4		変更次第
変更届 (別紙様式第1号)				○	○	○	○	○	○
■介護職員処遇改善計画書 【別紙様式2-1計画書_総括表】	○	○	○		○		○	○	○
■介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表) 【別紙様式2-2個表_処遇】	○	○	○		○		○	○	○
■介護職員等特定処遇改善計画書(施設・事業所別個表) 【別紙様式2-3個表_特定】	○※1	○※1	○※1		○※1		○※1	○※1	○※1
□介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	○	○※2	○		○※3		○	○	○
□介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	○	○※2	○		○※3		○	○	○
当該事実発生までの加算使用実績及び残額並びに 承継後の加算の取扱いに関する内容(任意様式)				○					

※1 介護職員処遇改善加算のみの算定の場合は不要

※2 前回届け出た内容と変更がなければ不要

※3 事業所の減少の場合は不要

※4《居宅サービス》 毎月15日以前に届出⇒翌月から算定  
毎月16日以後に届出⇒翌々月から算定

《施設サービス》 届出が受理された日の翌月から算定  
(月の初日の場合はその月から算定)

※令和2年度の届出については、令和2年4月15日まで(必着)の提出 ⇒ 令和2年4月1日から算定可能  
期限を過ぎた場合は、令和2年6月からの算定になります。

令和2年3月作成